

## 生駒市地域公共交通網形成計画策定に係る業務委託実施要領（概要）

## 趣 旨

地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定に必要な下記に示す調査、検討の支援を得るため、ノウハウを有するコンサルタント等の業者へ委託するものである。

## ○基礎調査及び分析・整理

- ・計画策定にあたっての背景と目的の整理
- ・生駒市総合計画及び関連計画の整理
- ・地域及び地域公共交通の現状・課題分析（アンケート調査並びに関係者へのヒアリング調査等の実施など）
- ・将来のまちづくりに向けた地域公共交通のあり方の整理

## ○形成計画の策定

- ・形成計画の基本方針と目標設定
- ・目標を達成するために行う事業・施策の整理
- ・形成計画案の作成
- ・パブリックコメント実施のための支援

## ○協議会の開催

- ・協議会の運営支援

## 計画の策定スケジュール

- ①業者選定 4月～6月
- ②契約 6月
- ③素案の検討・策定 7月～12月
- ④パブリックコメント 1月～2月
- ⑤計画策定 3月

## 予 算

9, 592, 000円（税込）

## 発注の方法

○形成計画は今後の本市の公共交通に関する方策を示す基本的な指針となるものであるが、こうした計画策定においては、これまでの経験から業務を委託する会社によって計画自体の成果に大きく影響してくることが予想されることから、発注にあたっては、経験、実績、課題の分析力、解決力、企画提案力などを備えた会社を選定することが望まれる。

○よって、単に経費の安さだけで決定する競争入札でなく、会社の能力や企画提案で判断する公募型プロポーザル方式で発注するものとする。

## 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満た

す者でなければならない。

- (1) 生駒市に令和2年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は令和2年度有効な物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日までの間、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年第5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更正計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 平成26年度から平成30年度までの間に、地方公共団体又は地域公共交通活性化協議会が発注した地域公共交通網形成計画の受託実績があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。

#### 提案の審査

- 企画提案は、第1次審査及び第2次審査（最終審査）を経て決定するものとする。
- 第1次審査は書類審査とし、第1次審査で評価の高い提案を4社程度選定する。
- 第2次審査はヒアリングを実施するものとし、第1次審査と合わせて総合的に評価するものとする。

#### 【資料4】

○提案の審査は委託業者選定委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）が行うものとする。

#### 契約予定者の特定

審査において最も評価が高かった提案者を契約予定者として特定し、協議会の承認を得て随意契約するものとする。

#### プロポーザル審査委員会

企画提案を募集するに際し、選定プロセスの透明性・公平性を確保するとともに、客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案及び事業者を選定するため、プロポーザル審査委員会を設置する。なお、選定委員は5名とし協議会委員及び事務局職員から選定する。

#### その他

業務委託仕様書、業者選定委員会設置要綱、選定基準のほか委託業者選定につき必要な事項は会長が別に定めるものとする。

## 形成計画策定業務の企画提案フロー

時期	協議会		事務局	補助事業
		プロポーザル 審査委員会		
令和2年3月	中旬	第4回協議会(R2.3.10) ・業務委託実施要領(概要)について ・委託業者選定委員会について	・業務委託仕様書の策定 ・予定価格決定のための見積書依頼	・安心して暮せる地域公共交通確保事業(県)補助金選定委員会 ・地域公共交通調査等事業(国)仮内示
	下旬			
令和2年4月	上旬		・委員の選任	・業務委託の起工 ・補助金選定委員会審査決定(県)
	中旬	第1回委員会開催 ・委員長選出 ・設置要領、基準等の制定	・プロポーザル審査委員会設置要綱(案)の策定 ・選定基準(案)の策定 ・プロポーザル実施要領(案)の策定	・補助金交付申請書提出(国、県) ・補助金交付決定(県)
	下旬	提案事業者の募集開始	・プロポーザルの公示(HP)	
令和2年5月	上旬			
	中旬	・質問受付 ・質問回答		
	下旬	・企画提案書等受付締切 ・各委員において1次審査(書類審査)	・各社提案取りまとめ各委員へ送付	
令和2年6月	上旬		・1次審査結果取りまとめ	
	中旬	第2回委員会開催 ・2次審査(ヒアリング)	・2次審査結果取りまとめ ・契約予定者の特定	・補助金交付決定(国)
	下旬	第1回協議会 ・業務委託契約者の決定(契約)		